

# 意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : \_\_\_\_\_

ふり がな \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第13条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

## 教育環境対策

人口増はどのくらいになるのか、高齢者が宮前区の住居を売却して駅前のタワーマンションに多く入居するとの想定は難しいのではないかと懸念される。むしろ東京からの距離、駅前の条件から通勤者の増加、お子さんがいる若い人たちの移住が想定されます。小杉周辺のタワーマンション群によって子供の増加で保育園不足が起きている。鷺沼でも保育園、幼稚園、小学校、中学校の質・量不足を想定して、対策が必要です。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。  
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室  
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）